

各種控除について

あなたが下記に該当する場合にご記入ください。(領収書等により確認します。)

- 災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた人(雑損控除)
○入院、通院などで、医療費がかかった人(医療費控除)
○特定一般用医薬品等を購入した人(セルフメディケーション税制)
○健康保険料・国民年金などの社会保険料を支払った人(社会保険料控除)
○小規模企業共済等掛金を支払った人(小規模企業共済等掛金控除)
○生命保険料や個人年金保険料を支払った人(生命保険料控除)

Table with columns for '年間を支払った保険料等' and '控除額'. Rows include categories like 雑損控除, 医療費控除, 社会保険料控除, and 生命保険料控除 with specific calculation rules.

Table with columns for '年間を支払った保険料等' and '控除額'. Rows include categories like 雑損控除, 医療費控除, 社会保険料控除, and 生命保険料控除 with specific calculation rules.

※旧契約と新契約の両方がある場合は、それぞれを合算した控除額となりますが、その際は新契約の控除限度額(2万8千円)が適用されます。ご注意ください。

- 地震保険料を支払った人(地震保険料控除)
○寡婦(寡夫)控除
○障害者控除
○勤労学生控除

本人の控除等について

- 寡婦とは... ①夫と死別・離婚後再婚していない人... ②夫と死別した後再婚していない人... ③上の①に該当する方で、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得が500万円以下の方
寡夫とは... 合計所得が500万円以下の方のうち、妻と死別・離婚した後再婚していない方や妻が生死不明の方で、所得金額が38万円以下の子がある方
勤労学生とは... 大学・高校又は一定の専修学校などの学生で、合計所得金額が65万円以下であり、かつそのうち勤労に基づかない所得が10万円以下の方
障害者とは... 身体障害者手帳や療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳などの交付を受けている方(特別障害者) 身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳(A)、精神障害者保険手帳(1級)などを所持している方(その他障害者) 身体障害者手帳(3級以下)、療育手帳(B)、精神障害者保険手帳(2・3級)などを所持している方

寄附金控除(税額控除)について

- 基本控除 (寄附した額(総所得金額等の30%を限度)-2,000円)×10%
特例控除 (地方公共団体に対する寄附金-2,000円)×(90%-所得税限界税率)
※限界税率とはその人に適用される所得税の最高税率のことです。

西原町役場 税務課 町県民税係 電話 945-4729(内線2301・2302)

申告書の記載例 (平成31年1月1日から令和元年12月31日までの内容)

令和2年度 町県民税兼国民健康保険税 申告書. 西原町長殿. 現住所 西原町字与那城140番地の1. 電話番号 94X-XXXXX. 1月1日現在の住所 同上. 代理人署名 西原 O男 本人. 氏名 西原 O男. 生年月日 S 48.1.1. 住所 続柄 氏名 職業.

Table 3: 所得から差し引かれる金額に関する事項. 雑損控除, 医療費控除, 社会保険料控除, 生命保険料控除, 地震保険料控除, 寡婦(寡夫)控除, 本人控除.

Table 4: 所得金額等. 事業等 9,438,000. 不動産 0. 雑所得 430,000. 雑損控除 537,700. 社会保険料控除 70,000. 地震保険料控除 12,600. 寡婦(寡夫)控除 530,000. 勤労学生・障害者控除 330,000. 配偶者特別控除 780,000. 基礎控除 330,000. 合計 2,590,300.

Table 5: 控除項目の内訳に関する事項. 本人該当, 配偶, 扶養, 障害. 寡婦, 寡夫, 未成年, 有, 老人, 16歳未満, 一般, 特定, 同居, 合計, 同居, 合計, その他. 71-88.

6 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市町村民税・道府県民税の納税方法. 給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収).

所得について

あなたの平成31年・令和元年分の収入・所得についてご記入ください。所得がなかった方は、「所得がなかった人の記入欄」(申告書表面の氏名欄下)の(1)~(4)のうち該当する項目に記入してください。所得の種類ごとに、1年間の収入金額から必要経費等を差し引いて、所得金額を計算します。(裏面の明細の記入もお願いします。)

Table with columns for '所得の区分' and '所得の計算方法'. 事業・不動産・農業所得: 収入金額-必要経費. 給与所得: 収入金額-給与所得控除. 雑所得(公的年金): 収入金額-公的年金等控除.

給与所得については総収入から給与所得控除を引いた額が所得になり、下記の表で計算します。(給与収入が複数ある場合は合算して計算します。)

Table: 給与所得の速算計算表. Columns: 給与等の収入金額の合計額 (から, まで), 給与所得の金額, 給与等の収入金額の合計額 (から, まで), 給与所得の金額.

雑所得(公的年金)については、年金収入から公的年金等控除を引いた額が所得になり、下記の表で計算します。(年金収入が複数ある場合は合算して計算します。)

Table: 雑所得(公的年金)の速算計算表. Columns: 年齢区分, A 公的年金等の収入金額の合計額, B 割合, C 控除額.

扶養控除等について

○扶養控除...あなたと生計を一にする扶養親族で、合計所得金額が38万円以下の人。

Table: 扶養控除額. 一般の扶養親族(16~18, 23~69歳): 33万円. 特定扶養親族(19~22歳): 45万円. 老人扶養親族(70歳以上): 同居老親等以外: 38万円, 同居老親等: 45万円.

○同一生計配偶者...あなたと生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下の人。○配偶者控除及び配偶者特別控除...同一生計配偶者のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が下記の範囲の人。

Table: 配偶者控除. Columns: あなたの合計所得金額 (900万円以下, 900万円超950万円以下, 950万円超1,000万円以下), 配偶者の合計所得金額 (38万円以下, 38万円超45万円以下, 45万円超50万円以下, 50万円超55万円以下, 55万円超60万円以下, 60万円超65万円以下, 65万円超70万円以下, 70万円超75万円以下, 75万円超80万円以下, 80万円超85万円以下, 85万円超90万円以下, 90万円超95万円以下, 95万円超1,000万円以下).

※事業専従者控除を受けている扶養親族・配偶者を除く。

**収入について**

町県民税申告は自主記載が基本となっています。次の要領に従いご記入ください。

なお、収入とは必要経費を引く前の売上金額のことで、給与収入の場合は必要経費とみなされる給与所得控除前の金額です。

申告の際には、収入・支出がわかる帳簿などをお持ち下さい。

あなたの平成31年1月から令和元年12月までの収入についてお伺いします。

**○営業収入があった人(営業等所得)……………(A)にお書き下さい**

販売業、製造業、飲食業、建設業、サービス業などの営業による収入

売上金額－仕入金額－総経費＝営業所得

医師、弁護士、作家、外交員などの営業による収入

収入金額－必要経費＝営業所得

**○農業収入があった人(農業所得)……………(A)にお書き下さい**

農作物の生産、家畜の飼育などによる収入

売上金額－生産のためにかかった必要経費(餌代、肥料など)＝農業所得

**○不動産収入があった人(不動産所得)……………(B)にお書き下さい**

地代、家賃、土地や家屋の権利金、船舶の貸付料などによる収入  
収入金額－必要経費＝不動産所得(要収支明細書)

**○給与収入があった人(給与所得)……………(C)にお書き下さい**

勤務先から支給される給料、俸給、賃金、賞与等の収入  
給与収入－給与控除＝給与所得

**○一時的な収入があった人(一時所得)……………(D)にお書き下さい**

賞金、懸賞当選金、競輪競馬の払戻金、生命保険の満期払戻金などによる収入  
収入金額－必要経費－特別控除額＝一時所得

**別居している扶養親族の氏名・住所記入欄**

別居している扶養親族の氏名・住所・個人番号を記入してください。

細かい計算を必要とする下記の所得については税務課にお問い合わせ下さい。

- 雑所得(恩給や国民年金などの公的年金・著述家以外の人の受ける原稿料や印税・個人の貸付金の利子・郵便年金や生命保険契約などによる年金収入)
- 利子所得(公社債や預貯金の利子。申告の必要があるのは源泉分離課税されない国外の銀行に預けた預貯金の利子など)
- 配当所得(株式・出資金等の配当金。)
- 総合譲渡所得(資産のうち、自動車や機械用具などの譲渡による収入)
- 分離譲渡所得(資産のうち、土地、建物、株式などの譲渡による収入)

**申告書の記載例 (平成31年1月1日から令和元年12月31日までの内容)**

**(A) ◆事業所得(営業等・農業)のある人(雑所得)**

単位:円

収支計算書(前年の1月1日～12月31日まで)			
月	売上(収入)金額	必要経費	金額
1	780,000	地代・家賃	840,000
2	750,000	給料・賃金	2,400,000
3	780,000	減価償却費	406,170
4	810,000	租税公課	39,900
5	810,000	水道・光熱費	354,000
6	790,000	通信費	100,000
7	770,000	旅費・交通費	10,000
8	750,000	修繕費	100,000
9	750,000	借入金利子	130,000
10	800,000	消耗品・雑費	40,000
11	814,000		20,000
12	834,000		
計(A)	9,438,000		
仕入金額(B)	2,980,300	必要経費の計(C)	4,440,070
期首たな卸高(D)	36,200	総経費(C)+(D)=(E)	7,427,970
期末たな卸高(E)	28,600	専従者控除額(C)	500,000
売上総額(F)=(A)-(D)-E)	2,987,900	所得金額(A)-(E)-(C)	1,510,030

  

所在地	西原町字嘉手苅○×番地	帳簿記帳	有・無
名称	○△そば屋	領収書	有・無
業種	飲食店(食堂)	確認	
開業又は設置年月日	平成16年7月7日		

※事業上の経費が生活費と一緒にするもの(電気・水道・電話・ガソリン代等)については事業分だけが経費になりますので按分してください。(生活費は含まれません)

**(B) ◆不動産所得のある人**

単位:円

収支計算書(前年の1月1日～12月31日まで)	
種類	金額
家賃	
地代	
駐車場	
権利金	
更新料	
収入の合計(A)	
物件の住所	
必要経費の計(B)	
総経費(C)	
専従者控除額(D)	
所得金額(A)-(B)-(C)	

**※別居している扶養親族の氏名・住所・個人番号記入欄**

氏名	西原△美	住所	浦添市西原○○番地
個人番号(マイナンバー)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 4		
氏名		住所	
個人番号(マイナンバー)			
氏名		住所	
個人番号(マイナンバー)			

**(C) ◆給与証明欄(前年の1月1日～12月31日までの支給金額)**

雇用主の発行する源泉徴収票や給与証明書等の無い方は、下記へ雇用主から月別の収入を証明してもらってください。なお、勤務先が一定でない場合は日給及び勤務日数を記入してください。

月	日	給	日数	月	日	給	日数	月	日	給	日数
1	6,000	円	15	9	6,000	円	15	90,000	円		
2	6,000	円	15	10	6,000	円	15	90,000	円		
3	6,000	円	15	11	6,000	円	15	90,000	円		
4	6,000	円	15	12	6,000	円	15	90,000	円		
5	6,000	円	15					賞与等			
6	6,000	円	15					合計金額	1,080,000	円	
7	6,000	円	15								
8	6,000	円	15					社会保険料	319,200	円	

  

勤務先所在地	西原町字小那覇○○○
勤務先名	(有)西○×商事
電話番号	945-○○○○
代表者名	西原一

源泉徴収票は左欄を記入してください。

**※地代・家賃の内訳**

賃借物件	支払先住所	支払先名	賃借月数	支払金額	円
地代(家賃)	西原町字嘉手苅○	西原○○	12	840,000	
地代・家賃					

**※給料・賃金の内訳**

従業員の住所	従業員の氏名	生年月日	支払額	円
西原町字嘉手苅○	町税秋子	S38-1-21	2,112,000	
〃 内間○	町税冬子	S54-10-3	288,000	

**※減価償却費の内訳**

資産の種類	取得年月日	取得価格	償却基礎額	耐用年数	償却率	償却期間	減価償却額
営業車	H16-8-1	1,800,000	1,620,000	5	0.200	12/12	324,000
クーラー	H17-3-24	250,000	225,000	6	0.166	12/12	37,350
冷蔵庫	H17-5-20	300,000	270,000	6	0.166	12/12	44,820

◎平成19年3月31日以前に取得したもの  
・償却費(定額法)=(取得費×0.9)×(耐用年数に基づく償却率) ※1年目は月数で按分  
◎平成19年4月1日以降に取得したもの  
・償却費(定額法)=取得費×(耐用年数に基づく償却率) ※1年目は月数で按分

**※専従者控除の内訳**

専従者氏名	続柄	生年月日	従事月数	控除額
西原大 一	子	H7-1-20	10	500,000
個人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
個人番号				

※専従者控除については、下記の①と②のいずれか少ない金額  
①配偶者860,000円(その他500,000円)  
②(事業所得+不動産所得+山林所得)÷(専従者の人数+1)

**◆寄附金に関する事項**

都道府県、市区町村分		円
住所地の共同募金会		
日赤支部分		
条例指定分	都道府県	
	市区町村	

**(D) ◆譲渡・一時所得のある人**

	収入金額(A)	必要経費(B)	特別控除(C)	所得金額(A)-(B)-(C)
総合				⑦
譲渡				⑧
一時				⑨
合計	⑦	+	((⑧+⑨)×1/2)	

**必要経費について**

下記の必要経費に該当するものがあれば記入して下さい。但し、事業に供した経費のみ該当します。

- ① 地代・家賃…店舗等の事業用の土地や建物を賃借している場合に支払った地代や家賃です。
- ② 給料・賃金…店員などの従業員に支払った月給、賞与などの合計額です。
- ③ 減価償却費…建物、機械、車両など事業に必要な減価償却資産を取得した場合、そのまま必要経費になるのではなく、その資産に応じた耐用年数をもとに計算します。
- ④ 租税公課…固定資産税、事業税、登録免許税、印紙税や商工会などの組合費など。
- ⑤ 水道・光熱費…事業用として支払った水道料金、電気料金、ガス料金など。なお、家事用が含まれている場合は、使用割合によって按分します。
- ⑥ 通信費…仕事のために使用した電話料金や切手代など。
- ⑦ 旅費・交通費…仕事のためにかかった宿泊費等の旅費や交通費
- ⑧ 修繕費…事業に使用している建物や事業用資産の修繕にかかった費用など。たとえば壊れた床やタイルの修繕や畳の表替え等。
- ⑨ 借入金利子…事業用資産の購入資金や運転資金など借り入れた借入金の利息など
- ⑩ 消耗品・雑費…仕事に使用した事務用品やガソリン代など。

2 源泉徴収票(個人別明細書)

氏名	西原 〇男
住所	西原町字与那城140番地の1
給与	1,080,000
給与控除	430,000
源泉徴収額	2,958,400
所得金額	0
社会保険料等の金額	319,200
生命保険料控除額	100,000
地震保険料控除額	19,200
住宅借入金等特別控除額	
表:〇子、子:△美、子:△太、子:□郎	
西原△美	68,000
西原△太	52,000
西原□郎	27,000
西原〇子	35,000
西原〇子	45,000
西原〇子	12,000

給与所得の方は、勤め先から源泉徴収票や給与証明書などを交付してもらい添付してください。